

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第171号

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画総務係長」を「庶務係長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)